

鳥取県・日南町からのお知らせ

★日南町の星空保全地域指定と星空保全照明基準について★

鳥取県は、県内の美しい星空が見える環境を次世代に引き継いでいくため、都道府県としては全国で初めて、鳥取県星空保全条例を制定しました（平成30年4月1日施行）。

<条例の概要>

- 事業者や県民の皆様、県が実施する光害防止の施策への協力や光害防止に努めて頂くこととします。
- 広範囲に光の影響が及ぶ可能性のあるサーチライト等の投光器やレーザーについて、特定の対象物を照らす目的以外での使用を禁止します（人命保護や交通の安全等のために必要な場合等を除く）。
- 県は、県民や事業者の方々へ星空環境や光害防止に関する普及啓発を実施します。

光害（ひかりがい）

照明の光が目的外の方向に漏れることによって、星空環境に悪影響を及ぼすことを言います。



星空保全地域について

平成30年6月28日に日南町全域を星空保全地域に指定しました。

★星空保全地域：特に美しい星空が見える優れた環境であり、その環境を保全する必要がある地域

<星空保全地域での取組>

- 保全地域内から夜空に漏れる光を抑制するため、屋外照明の設置や使用について遵守していただく基準を設けています。
- 県は、照明基準に適合させるための屋外照明器具の更新や改修について支援を行います。
- 県は、星空保全地域の美しい星空を活かした地域振興の取組について支援を行います。



多里山村広場での天体観測イベント



野分の館の星空

「星空保全照明基準」とは？

- 町内で屋外に設置する照明や広告照明等の照射方向や明るさ等に関する基準です。（詳しい内容については、裏面をご覧ください。）
- この基準は、平成30年12月29日以降（星空保全地域指定日から6ヶ月経過後）に、屋外照明器具を新設・改修する際に守っていただくものであり、それまでに既に設置・使用されている照明器具は対象としません。
- 個人住宅の照明は対象としません。

照明器具の改修等を行う場合の支援について

○星空保全地域照明対策事業補助金

星空保全地域において、星空保全照明基準を満たすために行う屋外照明器具の交換又は改修を支援する補助金です。

- ◇補助対象者：星空保全地域の属する市町村又は星空保全地域内に事業所を置く団体等
- ◇補助対象経費：星空保全地域で星空保全照明基準を満たすために行う屋外照明器具の交換又は改修に要する経費（ただし、ナイター照明器具を除く）
- ◇補助率：1/2（補助限度額：屋外照明器具1基あたり13万円）
- ◇実施期間：当該年度中（交付決定日から当該年度の3月31日までに支払いを完了すること）

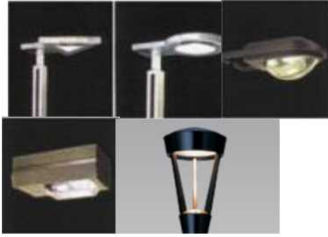
日南町星空保全照明基準

1 屋外照明器具に関する基準

○照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用する。

(1) ナイター照明器具以外の屋外照明器具

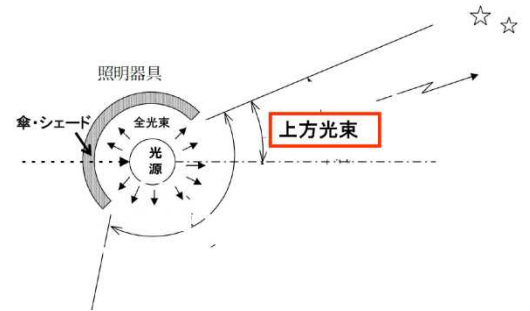
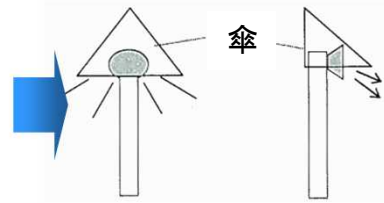
○上方に漏れる光が少ない型（上方光束比5%以下）の照明器具を使用する、又は傘などで上方に光が漏れないようにして使用する。



上方光束比5%以下の照明器具
⇒そのまま設置・使用



上方光束比5%超の照明器具
⇒傘や遮へい物で上方に光が漏れないようにして使用



(2) ナイター照明器具

○光害防止対策の措置がされた投光器を用い、下向き照射を基本として設置方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制する。

○使用時間は午後10時までとする。



上方光束比（じょうほうこうそくひ）：
…照明器具の光源から全方向に出る光束（光量）の合計に対する、水平より上方に向かう光束（上方光束）の比率

2 建築物等を照らす照明器具に関する基準

○照明器具は、必要最小限の箇所に設置して使用する。

○照明の照射方向等は次のとおりとする。

(ア) 上方から下向きに照らす。

(イ) 建築物等のみを照らす。

(ウ) 照明器具の上部に傘などを設置し、上方に光が漏れないようにする。

○照らされる建築物等の表面の明るさ（輝度）は5カンデラ毎平方メートル※以下とする。

※カンデラ毎平方メートル：自ら又は照らされて光る面の、面積当たりの光の強さ。



3 広告物照明に関する基準

○広告物照明の照射方向等は次のとおりとする。

ア 広告物を外から照らす場合、照明器具を次のとおり設置して使用する。

(ア) 上方から下向きに照らす。

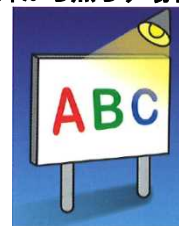
(イ) 広告物のみを照らす。

(ウ) 照明器具の上部に傘などを設置し、上方に光が漏れないようにする。

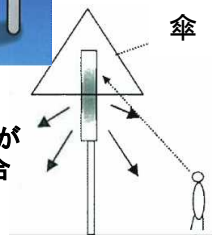
イ 広告物自体が発光するタイプの場合、広告物の上部に傘などの光を遮る物を設置し、上方に光が漏れないようにする。

○広告物の表面の明るさ（輝度）は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。

ア 外から照らす場合



イ 広告物自体が発光する場合



【お問い合わせ】

★鳥取県生活環境部環境立県推進課 星空環境推進室 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話：0857-26-7206 電子メール：kankyurikken@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/272027.htm

★日南町役場 住民課 〒689-5292 日野郡日南町霞800

電話：0859-82-1112 電子メール：s0250@town.nichinan.lg.jp

ホームページ：http://www.town.nichinan.lg.jp/p/1/15/7/